

## 各論(4)「その他」に関する検討(2)

## 第1 公益信託の名称に関する規律

## 1 公益信託自身の名称

【甲案】 公益信託は、その名称中に公益信託という文字を用いなければならないとする規律を設ける。(注)

【乙案】 公益信託自身の名称に関する規律を設けない。

(注)【甲案】において、当該名称を使用する場面としては、情報公開の場面や公益信託の認定等による公示の場面が想定される。

(補足説明)

- (1) 現行公益信託法には公益信託自身の名称について定めた規定はない。ただし、許可審査基準3(名称)は、公益信託に名称を付すことを前提としてその名称が適切であることを公益信託の要件としている。
- (2) 一読では、公益信託という名称を使用しなければならないとする考え方について、公益信託は、公益法人と異なり法主体性がないため、公益法人と同様に議論することはできないことを前提に、如何なる場面で公益信託という名称を使用しなければならないとする必要性があるのかを明確にしなければならない旨の指摘があった。また、情報公開に当たりそれが公益信託に関するものであることを国民が理解できるようにする必要があるほか、奨学生や寄付金の募集をするに当たって公益信託と表示することにより、受託者が公益信託以外の信託事務として行う募集ではないことが明確となり社会的な混乱を招くことが防止される旨の意見があった。一方、寄附金を募集するに当たっては公益信託の名称を使用することを義務としなくとも当然に公益信託という名称を使用するはずである旨の指摘もあった。
- (3) 公益信託自身の名称に関する規律を検討するに当たっては、一読で指摘があったとおり、公益信託には法主体性が認められないことから、必ずしも法主体性が認められる公益法人と同様の規律を設けるべきということとはできない。

しかしながら、公益信託も公益法人と同様に、行政庁から公益の認定を受け、公益として税制優遇を受けることを想定する場合

には、国民に対して透明性を確保することが必要であり、そのために公益認定、変更の認定、命令、公益認定の取消しの場合にそれぞれ公示すること（公益法人では、公益認定法第10条、第11条第4項、第28条第4項、第29条第4項）や受託者の貸借対照表等の公告をすることが想定される。許可審査基準が公益信託に名称を付すことを前提としてその名称が適切であることを公益信託の要件としているのも、こうした公示の場面を想定したものと考えられる。そこで、新たな公益信託についても、上記のような場面で公益信託という名称を使用して公示等を行わなければならないことを前提とし、名称に公益信託という文字を付さなければならないという考え方があり得ることから、【甲案】を示している。

他方、寄附金の募集等、公益信託であることを示す方が当該公益信託にとって有益である場合には、公益信託の名称を使用することを義務付けなくとも受託者は公益信託という名称を使用するはずであるし、情報公開等の場面の各公示等において公益信託の名称を使用することを含め公益信託という名称を使用するか否かによって第三者の権利義務関係に直接影響することはないことから、公益信託という名称を用いることを義務にするまでの必要はないとの考え方もあり得ることから、【乙案】を示している。

## 2 第三者による名称等の使用

第三者による名称等の使用について、以下のような規律を設けることかどうか。

- (1) 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- (2) 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称を使用してはならない。

（補足説明）

- (1) 現行公益信託法には第三者による名称等の使用について定めた規定はない。
- (2) 一読では、公益信託でないものが公益信託という名称を使用することを制限すべきことについて異論はなかった。
- (3) 公益信託以外の事業に公益信託又はそれと誤認される名称を付

すことを許容した場合には、事業者が公益信託の名称を利用して悪質な活動を行う可能性があることに鑑みると、公益信託についても、公益法人と同様、その社会的信用を保つ必要があり、公益認定法第9条第4項及び第5項の規定を参考として、第三者による公益信託の名称の使用を制限する規律を設けることが相当であると考えられる。

## 第2 旧法から新法への移行措置として、どのような規律を設けるべきか。

【甲案】 既存の公益信託については新たな公益信託又は目的信託に移行するための認定等を受けることを必要とし、その認定等を受けられなかった既存の公益信託は終了させる。

【乙案】 既存の公益信託については何らの認定等を受けることを必要とせず、新たな公益信託として存続させる。

【丙案】 既存の公益信託については何らの認定等を受けることを必要とせず、既存の公益信託のまま（現行の公益信託として）存続させる。

(※) 【甲案】から【丙案】は大きな方向性に関する考え方であり、今後、要件、監督の在り方などの新たな公益信託の規律のほか税制優遇との関係も踏まえつつ、経過措置の詳細を検討する必要がある。

(補足説明)

(1) 信託法整備法第6条第1項は、公益信託については、主務官庁が適用法律を新法とする旨の信託の変更を命じた場合に限り、新法を適用すると規定している。

(2) 一読では、既存の公益信託を移行させるに当たり何らかの認定等を要するか否かという点について、新たな公益信託の基準を設けるのであれば、既存の公益信託が新たな基準を充足しているか否かの審査をしないのは難しいという意見や、新たな公益信託の基準の内容にもよるが、公益法人の場合と異なり公益信託ではさほど複雑な事務手続を要しないように思われる旨の指摘があった。

他方、公益法人では、法人の数が多く、乱立状態にあるものを整理するために制度を構築したが、公益信託ではそのような問題はないとの指摘、既存の公益信託の数は少ないが、実際に全ての公益信託について新たに認定等を受けなければならないとすると事務の負

担が大き過ぎることを理由に、既存の公益信託を新制度に移行させる際には新たな認定等を必要としないようにすべきという意見もあった。

また、新制度への移行に当たり新たな認定等を要しないとしても既存の公益信託を新たな公益信託又は現行の公益信託のいずれの公益信託として存続させるかについては、既存の公益信託は助成型という限定的な形で支障なく運営されてきたことから、現行の公益信託として存続させることが相当であり、選択的に新たな公益信託として取り扱われるようにできればなお良いとの意見がある一方、現行の公益信託として存続させる場合、長期間にわたって新たな公益信託と現行の公益信託が併存することは不適切ではないかとの意見があった。

さらに、既存の公益信託を現行の公益信託として存続させる場合にはその監督機関は新たな公益信託の監督機関に一律に移すべきである、新たな公益信託として扱う場合にはガバナンス等に関する規律ごとに必要な経過措置を置くことも考えられるなど移行措置の大きな方向性に関する【甲案】から【丙案】の中でも更に様々な種類があるとの指摘がされた。また、大きな視点として税制優遇を受けて集められた公益信託の財産をどうするかと税制優遇を受けていない公益信託について上乗せ規制をすることをどのように考えるのかの観点があるとの指摘がされた。

(3) 一読においては、移行措置の大きな方向性として【甲案】から【丙案】の考え方があることは確認されたが、いずれの見解を是とすべきかについて結論は得られておらず、【甲案】から【丙案】のいずれの考え方によっても、詳細については様々な種類があり得るとの指摘もされており、それぞれの考え方によって更に検討すべき事項も異なり得る。

すなわち、【甲案】においては、既存の公益信託が清算される可能性があり、それによる社会的損失のほか新たな公益信託の認定等を受けるための受託者の労力を如何に考えるかが問題となる。【乙案】においては、現行の公益信託と新たな公益信託の要件・監督の在り方の違いを踏まえ、規律ごとに如何なる経過措置を設けるかが問題となり、税制上の視点も無視し得ない。【丙案】においては、既存の公益信託と新たな公益信託が長期間にわたり併存することになる点についてどのように対処すべきかが問題となる。

このように、如何なる移行措置を設けるかについては、新たな公

益信託の要件や監督の在り方等に大きく関わるものである。